

鳥取県内で不審な電話がありました

※不審電話や訪問者にご注意ください！

鳥取県内で、「還付金等詐欺」と思われる不審な電話があったとの情報が寄せられました。また、全国各地でも同様の事例があったと情報が寄せられています。

還付金等詐欺とは、広域連合や市町村等の職員を名乗り、「医療費の払い戻しがあります。」などと、ウソの電話を自宅に掛け、携帯電話で指示しながら金融機関やコンビニなどのATM（現金自動預払機）を操作させ、お金をだましとろうとする詐欺です。

鳥取県後期高齢者医療広域連合や市町村では、このようなATMを利用した払い戻しは一切行っておりません。

もし、このような不審な電話や訪問者があった場合、相手の職員証を確認するか、名前・電話番号を聞き、すぐに最寄りの警察か広域連合、またはお住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。

(事例)

発生日	平成23年10月5日(水)、6日(木)
発生場所	鳥取県鳥取市内
概要	<p>平成23年10月5日(水)、6日(木)の両日、いずれも午前10時頃、鳥取市内の84歳女性宅に不審な電話があった。</p> <p>相手は年配ではない感じの男性で、自分の所属は名乗らなかったが、「医療費の還付金が4万円ほどある。8月1日に通知を送付した。保険事務局に連絡すれば口座に振り込みをする。」と言うので、保険事務局の番号を尋ねると、「調べるから」と言ってそのまま電話が切れてしまった。</p> <p>電話を受けたその女性が、10月6日(木)午後4時30分頃、鳥取市役所の後期高齢者医療の係へ確認電話を行い、高額療養費等の給付がないことを確認したことから、不審電話であることが判明した。</p> <p>なお、電話の中で、口座番号やキャッシュカードの有無等の個人情報には聞かれていないとのことである。</p>